

今後の検討協議について

《今後の検討事項について》

入間川地区中学校統廃合検討協議会第6回会議において、廃止する学校を「東中学校」とすることで合意を得たことを踏まえ、今後は次のような事項について検討を行い、統廃合計画のとりまとめに向けた協議を進めます。

- ① 統廃合に伴う通学区域（学区）の見直し
- ② 統廃合の実施時期
- ③ 統廃合に伴う統合校の環境整備等の内容
- ④ その他統廃合に必要な事項

※ 廃校後の東中学校の跡地利用については、別途、市の企画部門において、その活用方法を検討していくこととします。

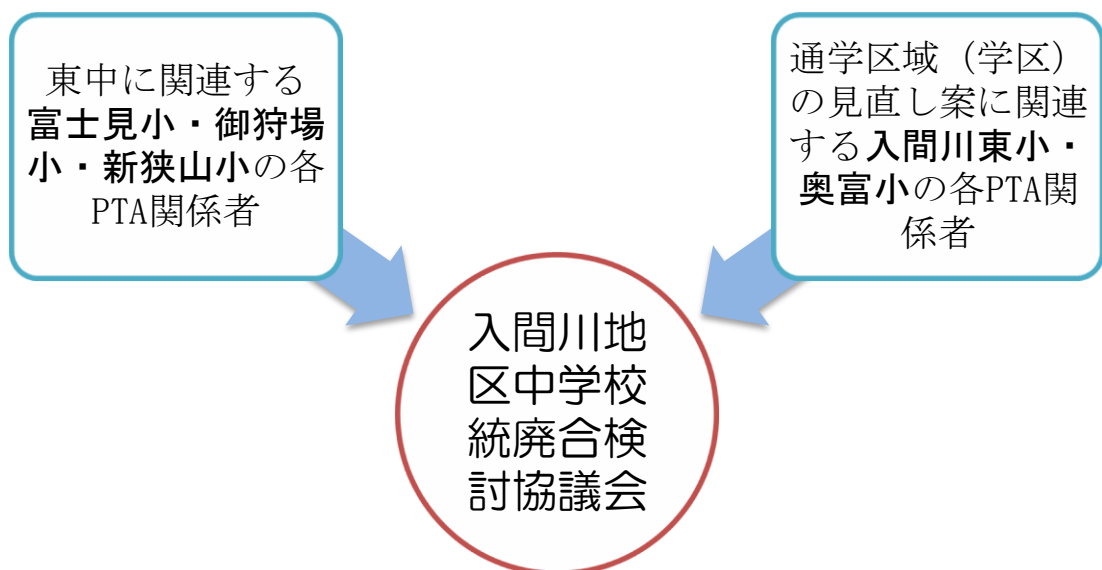
【今後の進め方について】

1 委員について

今後の検討協議会（現委員数20名）については、関係する小学校の保護者を委員に加えた形で意見の集約を図る必要があると考えています。

（1）参加委員の範囲

- ①案 東中学校に関連する小学校の各PTA関係者が参加する。
- ②案 上記PTA関係者に加え、通学区域（学区）の見直し案に関連する小学校の各PTA関係者も参加する。



(2) 参加の時期

- ①案 今年度中に参加する（今年度役員または来年度役員予定者）。
- ②案 来年度の役員改選後に参加する。

2 通学区域（学区）の見直しにかかる検討方法について

- ①案 専門的に検討するための部会は設けずに、本協議会で検討する。
- ②案 小・中学校関係者を中心に、新たに部会を設けたうえで検討を進める。

狭山市入間川地区中学校統廃合検討協議会設置要綱（第8条抜粋）

（部会）

第8条 検討協議会は、第2条に規定する所掌事項の一部を専門的に検討するために、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び別に教育委員会が委嘱する者をもって組織する。

通学区域（学区）部会委員（案）

区 分	現 職 等
児童の保護者の代表者	関係小学校の P T A 関係者
生徒の保護者の代表者	関係中学校の P T A 関係者
地域関係者	自治会長等
※ 検討協議会会長	

《参 考》

入曽地区の小学校の統廃合の検討協議では、P T A役員や自治会長等を中心とした委員構成による部会を新たに設置し、通学区域（学区）の見直しや通学路の安全確保などに関する協議を行った。

3 関係者への周知について

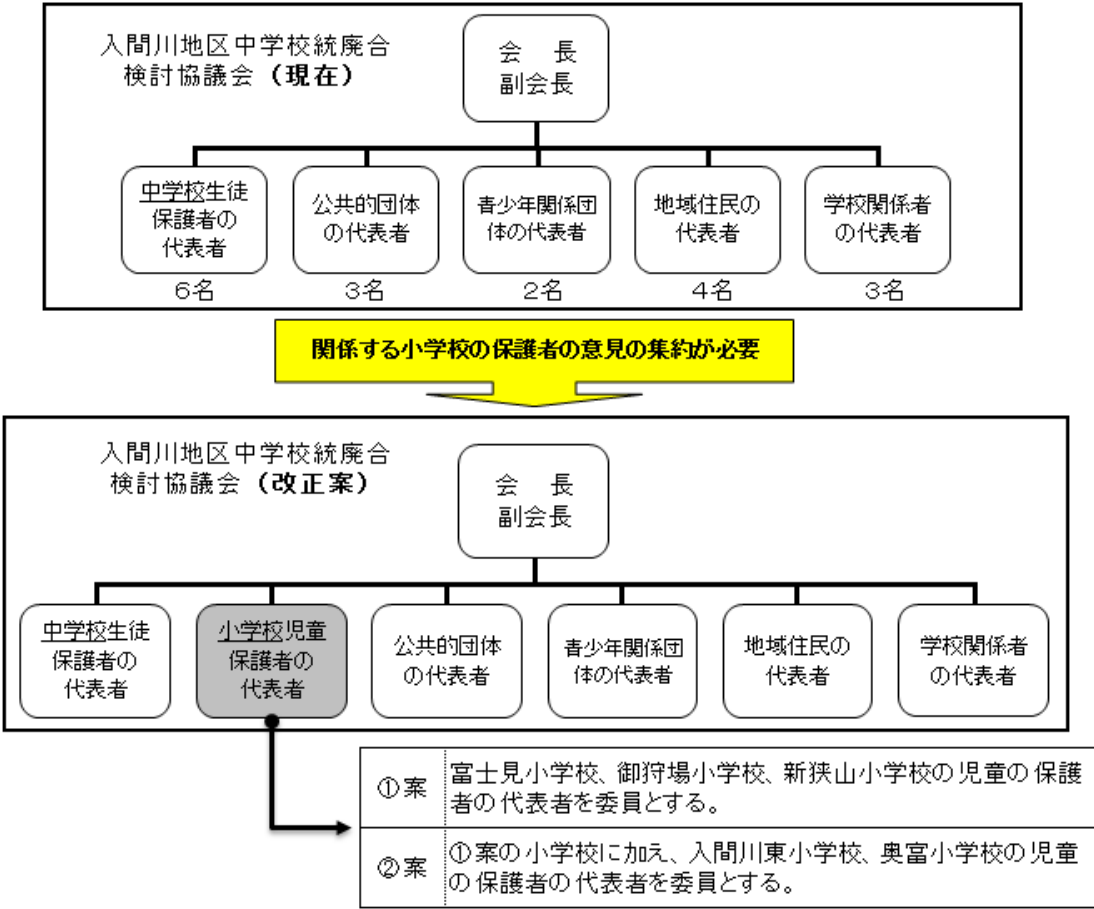
検討協議会の検討状況や資料等については、狭山市公式ホームページに掲載し、周知を図っていますが、今後は学校関係者等へのさらなる周知が必要であると考えています。

周知の方法（案）

中学校及び小学校等の関係者を対象に説明会を開催し、積極的に周知を行い、意見の集約を図る。

【今後の進め方について(補足資料)】

1 委員について ((1) 参加委員の範囲)



2 通学区域(学区)見直しの検討方法について

※ 中学校統廃合検討協議会設置要綱

第8条 学校統廃合の検討で、専門的に検討すべき事項については、「部会」を設置できる。

部会とは

